

# 県からのお知らせ

## 産業廃棄物処理業許可業者の皆さまへ

平成25年4月1日から「廃石膏ボード」の廃棄物区分を「ガラスくず等」に統一しました。

三重県では、従来、製造工程から排出される「廃石膏ボード」については「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず。（以下「ガラスくず等」という）」、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた「廃石膏ボード」は「がれき類」として取り扱いをしてまいりましたが、国が現状「廃石膏ボード」の廃棄物区分を「ガラスくず等」として取り扱っていることから、三重県でもこれに準じて、平成25年4月1日以降は、排出過程に関係なく「廃石膏ボード」を「ガラスくず等」として取り扱うよう見直します。

ついでには、この見直しに係る周知及び準備のため、平成25年4月1日から平成26年3月31日までを経過措置期間とするとともに、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者の許可証の書換手続きをしていただく期間を設けました。

「がれき類」の許可をお持ちの許可事業者の方（「ガラスくず等」の許可を有する場合を除く）で、「廃石膏ボード」の取り扱いを行うために、「ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く（若しくは含む）。ただし廃石膏ボードに限る）」の許可品目の追加を希望される方は、必要な手続きをご案内いたしますので、許可申請を行われました各地域防災総合事務所、各地域活性化局、又は廃棄物・リサイクル課へご相談ください。

なお、経過措置期間が終了する平成26年4月1日以降、「廃石膏ボード」を「がれき類」の許可で収集運搬、処分を行った場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）違反となりますのでご注意ください。



### ■「廃石膏ボード」取り扱いに係る経過措置

	平成25年3月31日以前	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 〔経過処置期間〕 〔許可証書換期間〕	平成26年4月1日以降
製造工程から生じたもの	ガラスくず等	ガラスくず等	ガラスくず等 〔廃石膏ボードは排出過程に拘わらず「ガラスくず等」での取扱いとなり、「がれき類」のみの許可では廃棄物処理法違反となります。〕
工作物の新築改築又は除去に伴って生じたもの	がれき類	ガラスくず等（がれき類）	

# 県からのお知らせ

## 平成25年廃棄物処理法政省令の改正について

（1,4-ジオキサンの特別管理産業廃棄物への追加）

平成24年12月に国の廃棄物処理基準等専門員会により、廃棄物最終処分場に係る放流水等の基準の見直し、特別管理産業廃棄物の指定等についての検討結果がとりまとめられました。

これを受けて、平成25年1月23日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第12号）」が公布され、産業廃棄物である煤塵、廃油（廃溶剤）、汚泥、廃酸及び廃アルカリのうち、特定の施設から排出され、かつ、環境省令で定める基準を超えて1,4-ジオキサンが含まれるものが特別管理産業廃棄物に追加されるとともに、管理型最終処分場に埋立処分を行う場合には、環境省令で定める基準に適合させること等が規定されました。

併せて平成25年2月21日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成25年環境省令第3号）」が公布され、1,4-ジオキサンについて特別管理産業廃棄物に該当するものの基準等を定めるとともに、廃棄物最終処分場からの放流水、地下水等の基準が改正されました。

### ■改正された政省令は、平成25年6月1日から施行されます■

したがって平成25年6月1日以後、1,4-ジオキサンを含み特別管理産業廃棄物に該当することとなる廃棄物を排出される事業者の方は、改めて特別管理産業廃棄物として当該廃棄物の処理契約を行う必要があります。

また、これらの産業廃棄物の収集運搬または処分を行う処理業者の方は、当該特別管理産業廃棄物処理業の許可を取得する必要があります。

なお、平成25年6月1日から業を行う場合には、それまでの間に許可申請のうえ、許可を取得する必要がありますのでご注意ください。

詳しくは、下記の最寄りの環境室または県庁廃棄物・リサイクル課廃棄物規制・審査班までお問い合わせください。（今年度から事務所の名称が変更されておりますのでご注意ください。）

政省令改正の内容については、環境省通知及び環境省ホームページを参照して下さい。

三重県内において1,4-ジオキサンを取り扱う予定の処理業者の方は、三重県のHP「三重の環境」を参照してください。 <http://www.eco.pref.mie.lg.jp/>

#### ○許可申請及び相談窓口

事務所・局等名称	管轄	住所	電話番号
環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課	県外事業者	〒514-8570 津市広明町13	059-224-2475
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6937